

## 柏崎市農業体験・研修者等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業従事者の高齢化及び後継者不足等が課題となっている中で、新たに市内の農業の担い手を確保するため、農業の体験及び研修を行う者に対し、予算の範囲内において交付する補助金に関して、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 体験及び研修 就農を目的とした公益社団法人新潟県農林公社（以下「公社」という。）が行う「農業・農村」体験研修受入制度をいう。
- (2) 就農希望者 市内での就農を目的としている者をいう。
- (3) 農業法人等 農業法人及び農業者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、連続した3日以上体験及び研修とし、1日当たりの従事時間はおおむね8時間とする。

2 前項の場合において、居住地から体験及び研修を行う農業法人等が所在する市区町村まで移動を要するときは、体験及び研修におおむね4時間以上従事した場合に体験及び研修に1日従事したものとみなす。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号に定める就農希望者又は農業法人等とする。

- (1) 市内に住所を有し、体験及び研修を利用する就農希望者
- (2) 市外に住所を有し、体験及び研修を利用する就農希望者
- (3) 研修受入農家バンクに登録し、体験及び研修を利用する就農希望者を受け入れる市内の農業法人等

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

(1) 前条第1号に規定する者 居住地から体験及び研修の実施場所までの移動に要する交通費又は燃料費（燃料費については、移動に私有自動車を用いる場合に限り。）

(2) 前条第2号に規定する者 体験及び研修中の宿泊費（市内の宿泊施設に宿泊する場合に限り。）並びに居住地から体験及び研修の実施場所までの移動に要する交通費又は燃料費（燃料費については、移動に私有自動車を用いる場合に限り。）

(3) 前条第3号に規定する農業法人等 体験及び研修を利用する就農希望者に係る体験及び研修経費

2 補助対象経費の計算は、最も経済的な通常の経路及び方法によるものとする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額、その限度額、交付の回数等は、補助対象経費の区分に応じ、別表に定めるとおりとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、柏崎市農業体験・研修者等支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、交付する場合にあっては柏崎市農業体験・研修者等支援事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、交付しない場合にあっては柏崎市農業体験・研修者等支援事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、柏崎市農業体験・研修者等支援事業補助金実績報告書（別記

第4号様式)に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、これを審査し、補助金の額を確定したときは、柏崎市農業体験・研修者等支援事業補助金確定通知書(別記第5号様式)により通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和11年5月31日までの間は、なおその効力を有する。